

# 国際統括本部と国際貿易センターに対する タイの新しい優遇税制について

タイ駐在員 公認会計士 高橋 顕

## ▶ Ken Takahashi

一般事業会社および税理士法人などに勤務後、当法人 新潟事務所に入社。国内事業会社の監査業務やIFRS業務などに従事した後、2014年7月にEYタイ事務所へ赴任。監査、税務およびアドバイザー分野で現地の日本企業をサポートしている。米ニューヨーク州弁護士。(E-mail : Ken.Takahashi@th.ey.com)

## I はじめに

タイへの外資誘致のため、そしてタイがASEAN<sup>\*1</sup>経済共同体 (ASEAN Economic Community : AEC) のハブとしての存在となるべく、タイ投資委員会 (Board of Investment : BOI) およびタイ歳入局は、従来の投資奨励政策および優遇税制を見直し、税務恩典をより厚くした新たな投資奨励政策を2015年に導入しました。この新しい制度により、タイ国内および国外からの投資が促進されると見込まれています。

この新投資奨励政策の中で、特に注目されているのが国際統括本部 (International Headquarters : IHQ) と国際貿易センター (International Trading Center : ITC) の創設です。基本的な枠組みは旧制度である地域統括事業本部 (Regional Operating Headquarters : ROH) と大きく変わりませんが、要件が緩和され、税務恩典が拡充されることで魅力ある制度になりました。

## II 国際統括本部 (IHQ)

歳入局から国際統括本部 (IHQ) として認可を受けた会社は、タイ国外の関連会社から得られる適格所得に対する法人所得税が免除となります。また、国外関連会社の株式を譲渡する際の譲渡益も免税となるほか、免税とされた所得を原資としたタイ国外の株主に

対して支払われる配当に係る源泉税も免除となります。

また、タイ国内の関連会社へ提供されたサービスから得られる所得は、10%の低減税率で課税されます。その他、IHQに勤務する駐在員に対して適用される個人所得税率は、通常の高い累進税率ではなく、15%まで切り下げられます。

他方、払込資本金として少なくとも1,000万バーツが必要だという要件に変更はありません。しかし、サービス提供先の国数を定めた要件が緩和され、IHQでは最低1カ国 (旧制度では3カ国) の国外関連会社に対して、サービスが提供されれば足りることになりました。この結果、旧制度に比べて、企業はIHQとしての要件を満たすことが容易になったといえます。

旧制度のROHとIHQとの比較は<表1>の通りです。旧制度であるROHには、02年度版と10年度版の二つの制度が併存していましたが、<表1>では、10年度版ROHとIHQを比較しています。

## III 国際貿易センター (ITC)

歳入局から国際貿易センター (ITC) として認可を受けた会社は、海外の顧客に対する国際貿易事業<sup>\*2</sup>から得られる所得に係る法人所得税が免除となります。その他、ITCからタイの非居住者である株主に対して支払われる配当に係る源泉税が免除となるほか、ITC

※1 東南アジア諸国連合

▶表1 ROHとIHQの歳入局の税務特典の比較

	旧制度（10年度版ROH）	新制度（IHQ）
タイ歳入局が定める適格事業	▶ 経営、技術、サポートなどのサービス	▶ 経営、技術、サポートなどのサービス ▶ トレジャーリーセンターサービス ▶ 海外顧客に対する国際貿易業（外・外取引）
恩典期間	▶ 10年間（要件を満たせば15年間）	▶ 15年間
法人所得税の恩典	▶ 国外関連会社から得るサービス提供所得の免税 ▶ 国内関連会社から得るサービス提供所得の10%への減税 ▶ 国内外関連会社から得る利子および使用料の10%への減税 ▶ 国内外関連会社から得る配当の免税	▶ 国外関連会社から得るサービス提供所得、トレジャーリーセンターサービス関連所得、使用料、配当、株式譲渡益の免税 ▶ 国内関連会社から得るサービス提供所得、トレジャーリーセンターサービス関連所得、使用料、配当、株式譲渡益の10%への減税（ただし減税対象となる所得は前記の免税となる所得を上限とする） ▶ 販売所得（外・外取引）の免税
その他の税務特典	▶ 経営層の駐在員の個人所得税を連続した8年間一律15%に減税 ▶ 配当に係る源泉税免税	▶ 経営層に限らず駐在員の個人所得税を15年間一律15%に減税（タイに180日以上滞するなどの要件あり） ▶ 免税所得から支払われる配当に係る源泉税免除 ▶ トレジャーリーセンターサービス目的で調達する借入金の利子に係る源泉税免税 ▶ トレジャーリーセンターサービスに係る特別事業税の免税
要件	▶ 最低3カ国の国外関連会社にサービスを提供すること ▶ 払込資本金が1,000万バーツ以上であること ▶ タイ国内での1会計年度当たりの事業支出が1,500万バーツ以上であること ▶ または資本的支出が3,000万バーツ以上であること ▶ 第3会計年度以降、5人以上のスタッフに対し、1人当たり250万バーツ以上の年間給与を支払うこと	▶ 最低1カ国の国外関連会社にサービスを提供すること ▶ 払込資本金が1,000万バーツ以上であること ▶ タイ国内での1会計年度当たりの事業支出が1,500万バーツ以上であること ▶ 駐在員に1会計年度当たり240万バーツ以上の給与を支払うこと ▶ タイ歳入局の承認を得ること
50%テスト	▶ 総収入の50%以上が国外関連会社から得るサービス提供収入または使用料であること	▶ 該当なし
留意点	▶ 要件を満たさない会計年度がある場合、法人所得税の恩典は最初の会計年度にさかのぼって取り消され、延滞税や加算税の対象となる	▶ 要件を満たさない会計年度がある場合、法人所得税の恩典は当該年度のみ享受できない

▶表2 シンガポールとタイの地域統括会社の税務特典の比較

	シンガポール			タイ	
	Pioneer Service	International Headquarters	Regional Headquarters	国際統括本部（IHQ）	
優遇税制				0% (国外関連会社から稼得する適格所得)	
法人所得税の恩典	0%	5または10%	15%	10% (国内関連会社から稼得する適格所得)	
恩典期間	5-15年	5-40年	3+2年	15年	
適格所得	販売所得、サービス提供所得、使用料、マネジメントフィー、コミッション			サービス提供所得、トレジャーリーセンターサービス関連所得、使用料、配当、株式譲渡益、販売所得（外・外取引）、及び国際貿易事業から得るサービス提供所得	
その他の税務特典	該当なし			配当源泉税免除 個人所得税減税	

に勤務する駐在員の個人所得は、IHQと同様に15%の低減税率で課税されます。なお、ITCの必要最低登録資本金は1,000万バーツ以上とされています。

#### IV シンガポールとの制度比較

ASEANでは、タイ以外の国々も地域統括機能を持つ会社に税務特典を与えています。<表2>では、地域統括会社が多く設置されているシンガポールとIHQの制度について比較していますが、税務特典についてはシンガポールと比べて遜色のない制度だといえます。

#### V おわりに

ASEANでは、2015年12月31日にAECが発足しました。そして近い将来、域内の関税・非関税障壁が完全に撤廃され、ASEAN諸国は一つの自由貿易圏としての経済統合を果たすことが期待されています。タイは、この統合される広域経済圏の中心に位置し、近隣のASEAN諸国と国境を接しているという地理的優位性がありますが、これに加えて、これまで培われた高い生産能力と優れた人的資源があることを考慮すると、今後、タイがAECにおいて極めて重要な役割を果たすであろうことは疑う余地がありません。

※2 外-外取引：タイ国外から仕入れた物品をそのままタイ国外に販売する取引